

鋼船規則

P 編

海洋構造物等

規則

2022 年 第 2 回 一部改正

2022 年 12 月 27 日 規則 第 83 号

2022 年 7 月 27 日 技術委員会 審議

2022 年 12 月 26 日 国土交通大臣 認可

規則の節・条タイトルの末尾に付けられたアスタリスク (*) は、その規則に対応する要領があることを示しております。

「鋼船規則」の一部を次のように改正する。

P 編 海洋構造物等

15章 消火設備

15.2 海底資源掘削船

15.2.11 ガス検知警報装置

-1.を次のように改める。

-1. 可燃性ガス検知警報装置

- (1) 可燃性ガスの蓄積が予想されるすべての閉囲された場所を連続して監視するために、本会が適当と認める固定式ガス自動検知警報装置を設けなければならない。少なくとも次の(a)から(g)の場所には、固定式ガス自動検知警報装置を設けなければならない。
 - (a) セラーデッキ
 - (b) 掘削用甲板
 - (c) 内部の圧力を陽圧とすることで爆発を防止する構造とした掘削機器操作室の通風装置の吸気口
 - (ed) マッドピット
 - (~~ec~~) シェールシェーカーの設置される場所
 - (ef) 掘削泥水循環システムのベルニップルからマッドピットまでの間の装置で開口を有するものが設置される閉囲区画
 - ~~(f) 危険場所に接する閉囲された機関区域の通風装置の吸気口並びに内燃機関及びボイラが収容される閉囲された機関区域の通風装置の吸気口~~
 - (g) 居住区域の通風装置の吸気口及びその他の類似の開口
 - (h) 危険場所に隣接し、内燃機関、ボイラ又は非防爆の電気機器が収容される閉囲された機関区域の通風装置の吸気口
 - (i) 内燃機関、ボイラ、コンプレッサー又はタービンを含む全ての燃焼機関及び機械類の吸気口であって、閉囲された機関区域の外部に設置されるもの
 - (j) 居住区域へ通じる出入口の扉
 - (k) 開口部に自動閉鎖型でガス密の閉鎖装置が備え付けられているかどうかに関わらず、居住区域の緊急避難口を含むその他の開口付近
- (2) 前(1)の規定に関わらず、次の(a)から(c)の場所には、固定式ガス自動検知警報装置を設けなくても差し支えない。
 - (a) 2つの扉の間にガス検知警報装置が設置されたエアロックを構成する扉であって、居住区域に通じる扉の近傍
 - (b) 緊急時以外の使用を防止するための機構を設けている非常口の扉近傍（例：セ

キュリティシール等，緊急時以外の開放を抑止しつつも，実際の緊急時には簡単に破ることができるものが施された扉近傍)

(c) 容易には開けることのできない閉鎖装置を備えている開口部近傍（例：ボルトによって閉鎖されている点検のための通路の出入り口近傍)

- (23) 固定式ガス自動検知警報装置の仕様は，次の(a)から(c)によらなければならない。
- (a) ガス検知器は，掘削用甲板及び主制御場所に配置される表示盤を備える可視可聴警報装置に接続されること
 - (b) 可視可聴警報装置は，蓄積したガスの濃度及び場所を可視及び可聴の方法により主制御場所に明確に示すことができること。
 - (c) 可燃性ガスの濃度が当該ガスの爆発下限界の 25 %を超える前及び 60 %となった際に可視可聴の警報を発すること
- (24) 持運び式可燃性ガス検知器を少なくとも 2 つ船上に備えなければならない。

附 則

1. この規則は、2023年1月1日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に建造契約*が行われた海底資源掘削船にあっては、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例による。

* 建造契約とは、最新の IACS Procedural Requirement (PR) No.29 に定義されたものをいう。

IACS PR No.29 (Rev.0, July 2009)

英文（正）

1. The date of “contract for construction” of a vessel is the date on which the contract to build the vessel is signed between the prospective owner and the shipbuilder. This date and the construction numbers (i.e. hull numbers) of all the vessels included in the contract are to be declared to the classification society by the party applying for the assignment of class to a newbuilding.
2. The date of “contract for construction” of a series of vessels, including specified optional vessels for which the option is ultimately exercised, is the date on which the contract to build the series is signed between the prospective owner and the shipbuilder. For the purpose of this Procedural Requirement, vessels built under a single contract for construction are considered a “series of vessels” if they are built to the same approved plans for classification purposes. However, vessels within a series may have design alterations from the original design provided:
 - (1) such alterations do not affect matters related to classification, or
 - (2) If the alterations are subject to classification requirements, these alterations are to comply with the classification requirements in effect on the date on which the alterations are contracted between the prospective owner and the shipbuilder or, in the absence of the alteration contract, comply with the classification requirements in effect on the date on which the alterations are submitted to the Society for approval.The optional vessels will be considered part of the same series of vessels if the option is exercised not later than 1 year after the contract to build the series was signed.
3. If a contract for construction is later amended to include additional vessels or additional options, the date of “contract for construction” for such vessels is the date on which the amendment to the contract, is signed between the prospective owner and the shipbuilder. The amendment to the contract is to be considered as a “new contract” to which 1. and 2. above apply.
4. If a contract for construction is amended to change the ship type, the date of “contract for construction” of this modified vessel, or vessels, is the date on which revised contract or new contract is signed between the Owner, or Owners, and the shipbuilder.

Note:

This Procedural Requirement applies from 1 July 2009.

仮訳

1. 船舶の「建造契約日」とは、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。なお、この契約日及び契約を交わす全ての船舶の建造番号（船番等）は、新造船に対し船級登録を申込み者によって、船級協会に申告されなければならない。
2. オプションの行使権が契約書に明示されている場合、オプション行使によるシリーズ船の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。本 Procedural Requirement の適用において、1つの建造契約書に基づく船舶が同一の承認図面によって建造される場合は、シリーズ船と見なす。しかしながら、以下の条件を満たす設計変更にあっては、シリーズ船は原設計から設計変更を行うことができる。
 - (1) 設計変更が船級要件に影響を及ぼさない、又は、
 - (2) 設計変更が船級規則の対象となる場合、当該変更が予定所有者と造船所との間で契約された日に有効な船級規則に適合している、又は設計変更の契約が無い場合は承認のために図面が船級協会に提出された日に有効な船級規則に適合している。

オプションによる建造予定船は、シリーズ船の建造契約が結ばれてから1年以内にオプションが行使される場合、シリーズ船として扱われる。

3. 建造契約の後に追加の建造船又は追加のオプションを含める契約の変更がなされた場合、建造契約日は予定所有者と造船所との間で契約変更がなされた日をいう。この契約変更は前 1. 及び 2. に対して、「新しい契約」として扱わなければならない。
4. 船舶の種類の変更による建造契約の変更があった場合、改造された船舶の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で契約変更又は新規契約のサインが交わされた日をいう。

備考：

1. 本 PR は、2009年7月1日から適用する。

鋼船規則検査要領

P 編

海洋構造物等

要
領

2022 年 第 2 回 一部改正

2022 年 12 月 27 日 達 第 59 号

2022 年 7 月 27 日 技術委員会 審議

2022年12月27日 達 第59号
鋼船規則検査要領の一部を改正する達

「鋼船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

P 編 海洋構造物等

P12 電気設備

P12.1 一般

P12.1.3 試験

-6.として次の1項を加える。

-6. 規則 P 編 12.1.3-10.の適用上, 規則 H 編附属書 2.11.1-2.が適用される蓄電池システムを備える船舶にあつては, セル (又はモジュール) , 蓄電池システム及び電力変換器について, 規則 H 編附属書 2.11.1-2.の規定に従つて製造工場等における試験を行う。

P14 防火構造及び脱出設備

P14.1 として次の1節を加える。

P14.1 一般

P14.1.1 適用

規則 H 編附属書 2.11.1-2.が適用される船舶であつて, 規則 P 編 14.1.1-1.に該当する場合, 規則 H 編附属書 2.11.1-2.中 1.2.3-1.の「規則 R 編 9 章」を「規則 P 編 14 章」と読み替え, 規則 H 編附属書 2.11.1-2.中 1.2.3 の要件を満足すること。

附 則

1. この達は、2023年1月1日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に建造契約*が行われた船舶にあっては、この達による規定にかかわらず、なお従前の例による。
3. 前2.にかかわらず、船舶の所有者から申込みがあれば、この達による規定を施行日前に建造契約が行われた船舶に適用することができる。
* 建造契約とは、最新の IACS Procedural Requirement (PR) No.29 に定義されたものをいう。

IACS PR No.29 (Rev.0, July 2009)

英文（正）

1. The date of “contract for construction” of a vessel is the date on which the contract to build the vessel is signed between the prospective owner and the shipbuilder. This date and the construction numbers (i.e. hull numbers) of all the vessels included in the contract are to be declared to the classification society by the party applying for the assignment of class to a newbuilding.
2. The date of “contract for construction” of a series of vessels, including specified optional vessels for which the option is ultimately exercised, is the date on which the contract to build the series is signed between the prospective owner and the shipbuilder. For the purpose of this Procedural Requirement, vessels built under a single contract for construction are considered a “series of vessels” if they are built to the same approved plans for classification purposes. However, vessels within a series may have design alterations from the original design provided:
 - (1) such alterations do not affect matters related to classification, or
 - (2) If the alterations are subject to classification requirements, these alterations are to comply with the classification requirements in effect on the date on which the alterations are contracted between the prospective owner and the shipbuilder or, in the absence of the alteration contract, comply with the classification requirements in effect on the date on which the alterations are submitted to the Society for approval.The optional vessels will be considered part of the same series of vessels if the option is exercised not later than 1 year after the contract to build the series was signed.
3. If a contract for construction is later amended to include additional vessels or additional options, the date of “contract for construction” for such vessels is the date on which the amendment to the contract, is signed between the prospective owner and the shipbuilder. The amendment to the contract is to be considered as a “new contract” to which 1. and 2. above apply.
4. If a contract for construction is amended to change the ship type, the date of “contract for construction” of this modified vessel, or vessels, is the date on which revised contract or new contract is signed between the Owner, or Owners, and the shipbuilder.

Note:

This Procedural Requirement applies from 1 July 2009.

仮訳

1. 船舶の「建造契約日」とは、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。なお、この契約日及び契約を交わす全ての船舶の建造番号（船番等）は、新造船に対し船級登録を申込む者によって、船級協会に申告されなければならない。
2. オプションの行使権が契約書に明示されている場合、オプション行使によるシリーズ船の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。本 Procedural Requirement の適用において、1つの建造契約書に基づく船舶が同一の承認図面によって建造される場合は、シリーズ船と見なす。しかしながら、以下の条件を満たす設計変更にあっては、シリーズ船は原設計から設計変更を行うことができる。
 - (1) 設計変更が船級要件に影響を及ぼさない、又は、
 - (2) 設計変更が船級規則の対象となる場合、当該変更が予定所有者と造船所との間で契約された日に有効な船級規則に適合している、又は設計変更の契約が無い場合は承認のために図面が船級協会に提出された日に有効な船級規則に適合している。オプションによる建造予定船は、シリーズ船の建造契約が結ばれてから1年以内にオプションが行使される場合、シリーズ船として扱われる。
3. 建造契約の後に追加の建造船又は追加のオプションを含める契約の変更がなされた場合、建造契約日は予定所有者と造船所との間で契約変更がなされた日をいう。この契約変更は前1.及び2.に対して、「新しい契約」として扱わなければならない。
4. 船舶の種類の変更による建造契約の変更があった場合、改造された船舶の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で契約変更又は新規契約のサインが交わされた日をいう。

備考：

1. 本 PR は、2009年7月1日から適用する。